

公 示 送 達 書

大分市告示第 521号

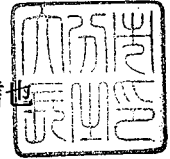
令和 8年10月 9日

下記の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

この納税通知書は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日経過したときをもって送達されたものとみなす。

なお、当該納税通知書は、大分市役所国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

大分市長 足立 信也



記

1. 送達する書類の名称

国民健康保険税決定（変更）通知書兼納税通知書

令和8年度、令和7年度、令和6年度

2. 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

別紙 国民健康保険税関係書類公示

別紙 国民健康保険税関係書類公示

[illegible]